

京都労働学校内自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都労働学校内に自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、必ず詳細の仕様書を御確認いただき、各事項を御承知のうえ、御応募ください。

1 設置目的

施設利用者の利便性の向上と使用料の増収を図ることを目的に、京都労働学校内に飲料自動販売機を設置します。

2 設置場所

場所及び寸法（mm）上限	台数	最低使用料（税込）
設置場所：京都労働学校 寸法：W1300×D900×H2000	1台	185,000円

※ 寸法には、使用電力量及び使用水道量計測用の子メーター設置寸法を含み、空カップの回収箱設置場所を含みません。

3 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

清涼飲料水（ジュース、緑茶（必須）、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはなりません。

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）を原則としますが、お茶（ホット及びアイス）の販売価格は30円以下とします。

4 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

- (1) インドア型（カップ式）としてください。
- (2) ユニバーサルデザインのものとしてください。
- (3) 環境に配慮したものとしてください。
- (4) 電気及び水道子メーターを設置してください。

5 維持管理

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューの変更、空カップの回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

6 応募資格要件

仕様書を御確認ください。

7 設置期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とします。

令和6年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新します。

8 申込受付期間

令和5年2月27日（月）から令和5年3月13日（月）午後5時まで（必着）

9 質問及び回答

（1）受付期間

令和5年2月27日（月）から3月6日（月）午後5時まで

なお、本件に関する御質問は、期間内に電子メールで送信してください。

（2）メールアドレス

danjo@city.kyoto.lg.jp

（3）回答

質問を収受した日の翌日から起算して3営業日以内に、京都市情報館内の男女共同参画推進担当ホームページに掲載します。

10 営業事業者の決定

（1）決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者決定します。

（2）決定予定日

令和5年3月中旬（予定）

（3）決定後の公表

決定通知書を送付します。なお、決定後、以下のホームページにおいて決定状況を公表します。

【問合せ先】

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当（担当 木本、佐野）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話（075）222-3091

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0.html>